



# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

案 事 類 中 申 訴 申 請

## 目 次

### 公 告

- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護・緑化推進課） ..... 1
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 2
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） ..... 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 2

## 公 告

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成26年8月26日から同年9月9日までの間、沖縄県環境部自然保護・緑化推進課及び国頭村役場企画商工観光課において縦覧に供する。

平成26年8月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 保全利用協定の名称 伊部岳地区保全利用協定
- 2 協定区域 オキナワウラジロガシルート
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 トレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 やんばるエコツーリズム研究所
- 5 その他 この公告に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人数学・科学技術推進協会MathMath Good
- 3 代表者の氏名 佐々木敏雄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市東江五丁目6498番1号 ウィンベル沖縄名護コーラルビュー704
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国内外を問わず、また貧富を問わず、優れた才能を持つ児童や若者に対し、個々が持つ能力を最大限に発揮できるように、数学に重きを置き、サイエンスとテクノロジーに関する高度な教育を行い、未来型科学技術の「無限エネルギー」、「人工知能」、「マイクロマシン」を開発できるように、次世代の優れた人材を育成して、貧困、飢餓と疾病、戦争のない、平和な未来社会

の実現を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月14日まで縦覧に供する。

平成26年8月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年8月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄デジタルアーカイブ推進協議会
- 3 代表者の氏名 宮城隼夫
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米2丁目4番16号三井生命那覇ビル8F株式会社琉球ネットワークサービス内
- 5 定款に記載された目的 この法人は沖縄県内の法人及び個人に対して、デジタルアーカイブの整備に必要な人材育成、普及啓発、調査研究、情報の共有化等を実施し、沖縄県の観光産業、学術文化、情報産業等の振興・発展並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成26年8月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 日時 平成26年9月9日 午後7時開始
- 2 場所 浦添市役所9階講堂（浦添市安波茶一丁目1番1号）
- 3 都市計画の変更の案の概要 沖縄都市モノレール延長により駅が開設される（仮称）浦西駅周辺地区において、土地区画整理事業を導入し、駅整備とあわせて新たなまちづくりと土地の有効活用を進めるため、市街化調整区域から市街化区域へ区分を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催日の1週間前までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しません。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、うるま市から送付のあった中部広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月26日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 2・2・具16号川崎公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--